

南和歌山医療センター倫理委員会規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター（以下「当院」という。）における臨床研究等を適正に推進するために、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）及び独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程（平成16年規程第61号。以下「臨床研究等倫理規程」という。）に基づき、当院に南和歌山医療センター倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、臨床研究等倫理規程に定めるところによる。

(審査対象)

第3条 この規程による審査の対象は、当院の職員が行う倫理指針対象研究に関し、職員から申請された計画の内容とその成果の公表とする。ただし、職員からの申請がない場合においても、第4条に定める委員長が必要と認める場合は、審査の対象とする。

(責務)

第4条 委員会の長（以下「委員長」という。）は、倫理指針の対象となる研究（以下「倫理指針対象研究」という。）を実施するに当たり、院長から実施又は継続の適否について審査を依頼された場合に、倫理指針の定めるところにより審査を行い、必要な意見を院長に文書により通知する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、院長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会に関する事務は、臨床研究部で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員会の意見を聞き、院長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
1. 平成16年 9月 1日一部改正
1. 平成19年11月 1日一部改正
1. 平成21年10月 1日一部改正
1. 平成27年 4月 1日一部改正
1. 平成29年 6月 1日一部改正
1. 令和 4年 4月20日一部改正
1. 令和 7年 6月18日一部改正